

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第239号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第36条第1項中「により」を「と引換えに」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、条例別表第1に規定する一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に市長の指定する方法により搬入し、処分を委託する場合の手数料の徴収については、別に定める。

第2条 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第36条第4項を同条第6項とし、同条第3項本文中「一般廃棄物（」の右に「本市が定期的に収集する一般廃棄物及び」を加え、同項を同条第5項とし、同条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

本市が定期的に収集する一般廃棄物（ふん尿及び鍋、フライパン、やかんその他の小型の金属製の物を除く。以下この条において同じ。）に係る手数料は、条例別表第1に規定する指定袋と引換えに徴収する。

2 占有者等は、本市が定期的に収集する一般廃棄物の収集、運搬及び処

分を受けようとするときは、前項の指定袋を使用しなければならない。

附 則

この規則中第1条の規定は平成18年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

(環境局地球環境政策部循環型社会推進課)